

「港湾請負工事積算基準」に係る令和4年度標準賃金について

(令和4年3月1日から適用)

①潜水士（ダイバー）標準賃金

(円/日)

潜水深度	標準賃金
10m未満	<49,500>
10～20m未満	<53,100>
20～30m未満	56,800
30～40m未満	60,700

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士（ダイバー）に準じる。

上廻り員は、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。

<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

②船舶および機械製造修理請負工事積算基準の標準賃金

(円/日)

名称	標準賃金
船舶製作工	26,300

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。

<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。